

群馬県報

目次

告示	
○免税証の無効	(税務課)
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO・ボランティア推進課)
○同	
○同	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請	
○同	
○狩猟免許試験の実施	(自然環境課)
○土地改良区役員の就任の届出	(農業基盤整備課)
○都市計画火葬場の決定に係る縦覧	(都市計画課)
○都市計画公園の変更に係る縦覧	(同)
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧	(同)
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧	(同)
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院なら びに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき 施設の定め等の告示の一部改正	
○群馬県議会議員補欠選挙(富岡市選挙区)における 各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨	
○群馬県議会議員補欠選挙(山田郡選挙区)における 候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨	
○政治団体の名称等	
○政治団体の異動事項	
○政治団体の解散届出	
○資金管理団体の名称等	

○資金管理団体の異動事項

告 示

●群馬県告示第 4 7 7 号

次の免税証について亡失した旨の報告があったので、群馬県県税条例施行規程（昭和 3 9 年群馬県訓令乙第 1 0 号）第 3 0 条の 2 第 2 項の規定により無効の告示をする。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
1 0 リットル券	木材市場業	C 0 5 6 0 0 3 8 9 から C 0 5 6 0 0 3 9 8 まで	2 0 枚	平成 1 8 年 3 月 1 日から同年 8 月 3 1 日まで	藤岡市小林 4 0 2 群興物産株式会社	藤岡県税事務所	平成 1 8 年 7 月 1 4 日
		C 0 5 6 0 0 4 0 9 から C 0 5 6 0 0 4 1 8 まで					

公 告

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から 2 月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県 N P O ・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成 1 8 年 6 月 2 6 日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人利根沼田地域ボランティアセンター
- 3 代表者の氏名 林浩安
- 4 主たる事務所の所在地 沼田市下之町 8 9 2 番地 8
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域に暮らす子どもからお年寄りまで、しょうがいがあってもなくても、生き生きと暮らしていくために、行政、企業などとのよりよいパートナーシップを結び、公益的なボランティア・地域活動を進め、活動と交流の場を提供し、活動の支援及び情報の共有化をはかることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から 2 月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県 N P O ・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成 1 8 年 6 月 2 7 日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人三和会

- 3 代表者の氏名 三俣修一
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市日吉町四丁目 3 9 番地 8
- 5 定款に記載された目的 この法人は、認知症高齢者が共同生活住居（グループホーム）において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、生活上の世話等の生活支援を行い、地域に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から 2 月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県 N P O ・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成 1 8 年 7 月 1 0 日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬の食文化研究会
- 3 代表者の氏名 志田俊子
- 4 主たる事務所の所在地 富岡市富岡 1 4 5 番地 1 （一ノ瀬方）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、群馬県下の食と農と健康、及び教育に関する諸問題を調査・研究し、その成果を社会に発表・普及することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 5 条第 3 項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から 2 月間、申請に係る変更後の定款を群馬県 N P O ・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成 1 8 年 7 月 1 4 日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人天の川
- 3 代表者の氏名 飯島龍一郎
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市勝沢町 6 7 8 番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、環境、福祉及び教育等に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 4 1 条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

1 狩猟免許試験日程

日 時	会場名及び会場所在地	参集地域	種 別	申込期限	会場変更期限
平成 1 8 年 8 月 2 8 日 (月) 9 : 0 0	高崎合同庁舎 高崎市台町 4 - 3	県内一円	網・わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	8 月 1 8 日	8 月 2 5 日
平成 1 8 年 9 月 1 0 日 (日) 9 : 0 0	前橋合同庁舎 前橋市上細井町 2 1 4 2 - 1	県内一円	同	8 月 3 1 日	_____

- 2 受験等の手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、上表の申込期限までに次の書類を添えて、住所地を管轄する環境森林事務所に申し込むこと。
- なお、やむを得ない事情により会場の変更を申請するときは、上表の会場変更期限までに、申請書を提出した環境森林事務所に狩猟免許試験等会場変更承認申請書を提出すること。
- (1) 狩猟免許申請書 1 通
- (2) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書 1 通
- ア 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼす病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- (3) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3. 6 センチメートル、横 2. 4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (4) 手数料 5, 3 0 0 円（一部免除者は、4, 0 0 0 円）の群馬県証紙を申請書の所定の欄にはり付けること。

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 6 項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任の届出があった。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県知事 小 寺 弘 之

土地改良区名	理事監事の別	区 分	役員氏名	住 所
松義台地	理 事	新 任	塩 谷 喜 好	安中市松井田町人見 1 7 7 3 番地 1
	同	同	高 橋 弘 明	同 同 同 1 8 9 2 番地
	同	同	高 橋 正 章	同 同 同 1 8 8 5 番地
	同	同	佐 俣 勝太郎	同 同 同 2 0 5 1 番地
	同	同	塩 谷 照 明	同 同 同 1 7 3 4 番地
	同	同	神 部 儀	富岡市妙義町下高田 4 0 9 番地 1
	同	同	伊 藤 清 一	同 同 同 4 6 6 番地
	同	同	片 貝 一 昭	同 同 同 1 2 7 8 番地
	同	同	伊 丹 信 二	同 同 同 1 7 6 4 番地 8
	同	同	佐 俣 友 治	同 同 同 1 6 7 4 番地
	同	同	須 藤 昭	同 同 同 1 5 4 7 番地 2
	同	同	廣 木 進	同 同 同 1 9 6 2 番地
	同	同	伊 藤 孝 之	同 同 同 1 9 3 7 番地
	同	同	佐 藤 憲 和	同 同 上高田 8 4 1 番地 2
	同	同	清 水 譽 司	同 同 同 7 9 8 番地
	同	同	清 水 照 雄	同 同 同 4 0 5 番地
	同	同	下 山 利 明	甘楽郡下仁田町大字馬山 4 4 5 1 番地
	監 事	同	小此木 一 郎	安中市松井田町人見 1 6 9 8 番地
	同	同	吉 田 春 雄	富岡市黒川 9 6 3 番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、前橋都市計画火葬場の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画火葬場 1号前橋市斎場
- 2 都市計画の決定年月日 平成18年7月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画公園 2・2・34号ふじ公園
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年7月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画用途地域
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年7月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 下大島東地区地区計画
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年7月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市都市計画部都市計画課

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第77号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成18年8月11日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

表 2 の項中「介護付有料老人ホームまえばし上泉の里 同 上泉町 1 8 7 0 - 1」を「介護付有料老人ホーム特別養護老人ホームこ前橋上泉の里 同 上泉町 1 8 7 0 - 1 うふく園 同 大胡町 3 5 1 番地 1」に改める。

●群馬県選挙管理委員会告示第 7 8 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 8 9 条第 1 項の規定により提出された平成 1 8 年 4 月 2 3 日執行の群馬県議会議員補欠選挙（富岡市選挙区）における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 1 8 年 4 月 2 3 日執行 群馬県議会議員補欠選挙（富岡市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
7, 1 8 6, 0 0 0 円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	新井 義宏	所属党派	無所属	期間 2月27日から 5月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	黒澤 賢治			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,170,000円
新井とよ	会社員	300,000円	家屋費	261,350円
吉田かね	無職	300,000円	選挙事務所費	91,350円
桐生馬吉	無職	20,000円	集会会場費	170,000円
大河原金造	会社員	20,000円	印刷費	2,182,940円
大河原光五郎	無職	30,000円	広告費	250,800円
神戸始	会社員	20,000円	食糧費	405,661円
神戸武夫	無職	20,000円		
横尾次男	自営業	20,000円		
新井正和	会社員	30,000円		
新井秀啓	会社員	30,000円		
その他の寄附	1 件	10,000円		
その他の収入		3,500,000円		
今 回 計		4,300,000円	今 回 計	4,270,751円
前 回 計		0円	前 回 計	0円
総 計		4,300,000円	総 計	4,270,751円

報告書受理年月日	平成 1 8 年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

候 補 者 氏 名	石松 忠明	所属党派	無所属	期間 1 2 月 2 5 日から 4 月 2 4 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	反町 康			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	424,000円
松本晴雄	会社役員	20,000円	家屋費	997,039円

小金沢芳信	会社役員	20,000円	選挙事務所費	885,039円
飯野彰	会社員	20,000円	集会会場費	112,000円
今井義一	会社役員	30,000円	通信費	8,315円
吉田祐治	農業	20,000円	印刷費	1,007,790円
野村圀典	会社役員	20,000円	広告費	516,879円
小林吉久	会社役員	50,000円	文具費	2,881円
佐藤英夫	農業	20,000円	食糧費	148,794円
その他の寄附	13件	122,000円	雑 費	425,690円
その他の収入		3,400,000円		
今 回 計		3,722,000円	今 回 計	3,531,388円
前 回 計		0円	前 回 計	0円
総 計		3,722,000円	総 計	3,531,388円

報告書受理年月日	平成1 8 年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候 補 者 氏 名	今 井 哲	所属党派	無所属	期間 2月22日から 第1回分 4月27日まで
出納責任者氏名	吉田 幸夫			

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	430,000円
野村国典	会社役員	20,000円	家屋費	737,827円
高橋伸二	弁護士	20,000円	選挙事務所費	707,827円
斉藤孝之	農業	20,000円	集会会場費	30,000円
佐藤之彦	会社役員	20,000円	通信費	9,920円
串田紀之	会社役員	30,000円	印刷費	1,188,841円
田村英司	会社役員	100,000円	広告費	398,700円
伊藤知彦	無職	45,000円	文具費	33,104円
富田修栄	農業	50,000円	食糧費	78,151円
今井義一	会社役員	50,000円	雑 費	112,436円
山田浩	会社役員	50,000円		
高橋一江	無職	50,000円		
その他の寄附	49件	470,000円		
その他の収入		2,100,000円		
今 回 計		3,025,000円	今 回 計	2,988,979円
前 回 計		0円	前 回 計	0円
総 計		3,025,000円	総 計	2,988,979円

報告書受理年月日	平成1 8 年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

候 補 者 氏 名	今 井 哲	所属党派	無所属	期間 4 月 2 8 日から 第 2 回分 5 月 3 1 日まで
出納責任者氏名	吉田 幸夫			

収 入			支 出	
			通信費	33,540円
今 回 計		0円	今 回 計	33,540円
前 回 計		3,025,000円	前 回 計	2,988,979円
総 計		3,025,000円	総 計	3,022,519円

報告書受理年月日	平成1 8 年 5 月 3 1 日	第 2 回報告分
----------	-------------------	----------

候 補 者 氏 名	内田 栄次	所属党派	無所属	期間 3月25日から 第1回分 4月26日まで
出納責任者氏名	須藤 洋一			

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
田中善信	弁護士	1,500,000円
武田泰重	会社社長	1,500,000円
山口隆夫	会社役員	500,000円
須藤洋一	会社社長	500,000円
松井徹郎	会社社長	100,000円
徳間敬太郎	会社社長	50,000円
田中征男	会社社長	20,000円
宮原一二	会社社長	30,000円
磯貝一昭	会社社長	50,000円
新井嘉之	会社社長	20,000円
桐原正明	会社社長	30,000円
佐藤順子	自営業	20,000円
大河原勝征	会社社長	20,000円
高橋伸二	弁護士	20,000円
鎌田富士夫	税理士	30,000円
佐藤克佳	会社社長	50,000円
広木康二	会社社長	20,000円
三木勝	会社社長	20,000円
久保輝雄	自営業	20,000円
小金沢勇	自動車販売業	30,000円
斉藤松子	会社役員	50,000円
野村圀典	会社社長	20,000円
桐原繁子	会社社長	20,000円
井上みつ	無職	15,000円
丸橋賢	歯科医師	50,000円
新井龍松	農業	50,000円
横山誠一	自営業	20,000円
吉田勝子	主婦	20,000円
柿島孝吉	会社社長	50,000円
橋詰巖	無職	20,000円
大竹雄二	医師	50,000円
山岸千恵	自営業	20,000円
山田浩	会社役員	50,000円
柳澤知則	会社社長	50,000円
辻川茂	会社社長	50,000円
宮前有光	司法書士	100,000円
松本初男	会社社長	20,000円
横尾栄一	会社社長	20,000円
新井治郎	無職	20,000円
その他の寄附	51件	485,000円

その他の収入 1,000,000円

今 回 計	6,710,000円
前 回 計	0円
総 計	6,710,000円

支 出

人件費	1,251,000円
家屋費	434,505円
選挙事務所費	429,505円
集会会場費	5,000円
印刷費	2,497,243円
広告費	824,880円
文具費	19,651円
食糧費	292,041円
雑 費	351,433円

今 回 計	5,670,753円
前 回 計	0円
総 計	5,670,753円

候 補 者 氏 名	長沼 今朝男	所属党派	無所属	期間 3 月 1 日から 第 2 回分 5 月 1 日まで
出納責任者氏名	吉田 憲彦			

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
廣木康二	無職	20,000円
遠藤実	無職	30,000円
宇佐美玉緒	会社社長	30,000円
柴田己一	会社社長	24,000円
茂木隆	会社社長	20,000円
福島勇人	会社社長	50,000円
高橋伸二	弁護士	30,000円
市川悦老	税理士	50,000円
相川久雄	会社社長	20,000円
田島誠一	自営業	30,000円
神田良男	会社社長	30,000円
野村圀典	会社役員	20,000円
佐藤克佳	会社社長	50,000円
田村英司	会社社長	20,000円
磯田廣巳	会社社長	20,000円
吉田孫二	無職	50,000円
宮崎伸治	会社社長	50,000円
高橋道雄	会社社長	50,000円
田辺竹雄	会社社長	50,000円
矢野英司	会社社長	50,000円
佐藤弘	会社社長	50,000円
櫻井高男	会社社長	50,000円
吉田憲彦	マッサージ師	50,000円
金田悦郎	弁護士	50,000円
山田秋夫	会社社長	20,000円
高橋保男	会社社長	30,000円
横尾栄一	会社社長	30,000円
渡辺峰雄	会社社長	20,000円
東瀬朝紀	司法書士	30,000円
折茂幹夫	無職	20,000円
三田広子	自営業	20,000円
吉田隆博	会社社長	50,000円
丸澤昭	会社役員	20,000円
高橋公吉	会社社長	100,000円
高瀬利春	会社社長	30,000円
君野武芳	会社社長	30,000円
長沼広明	会社員	30,000円
松浦敏彦	会社社長	30,000円
堀口格二	会社社長	30,000円
その他の寄附	104件	573,000円

その他の収入 5,000,000円

今 回 計	6,957,000円
前 回 計	0円
総 計	6,957,000円

支 出

人件費	1,170,000円
家屋費	953,333円
選挙事務所費	728,333円
集会会場費	225,000円
通信費	5,917円
印刷費	1,714,663円
広告費	1,100,300円
文具費	63,441円
食糧費	463,551円
雑 費	570,822円

今 回 計	6,042,027円
前 回 計	0円
総 計	6,042,027円

報告書受理年月日	平成 1 8 年 5 月 8 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

●群馬県選挙管理委員会告示第 7 9 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成18年5月21日執行の群馬県議会議員補欠選挙（山田郡選挙区）における候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成18年8月11日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

- 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
- 1 選挙の種類 平成18年5月21日執行 群馬県議会議員補欠選挙（山田郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,364,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	須藤 日米代	所属党派	無所属	期間 5月9日から 5月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	椎名 祐司				
収 入				支 出	
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	24,000円
海老根ふみ枝	無職	500,000円		家屋費	10,000円
その他の寄附	4 件	34,000円		選挙事務所費	10,000円
その他の収入		500,000円		印刷費	342,000円
				広告費	176,250円
				文具費	9,156円
今 回 計		1,034,000円		今 回 計	561,406円
前 回 計		0円		前 回 計	0円
総 計		1,034,000円		総 計	561,406円
報告書受理年月日		平成18年5月31日		第1回報告分	

●群馬県選挙管理委員会告示第 8 0 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項第1号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年8月11日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
萩原保後援会	萩原保	三ッ澤忍	高崎市菅谷町1219
ほそや昌弘を育てる会	細谷昌弘	須藤英輔	桐生市横山町4-13
高橋敬後援会	吉田廣	下田源三	渋川市北橘町下南室489-3
桑島よしかず後援会	桑島興一	桑島正江	富岡市妙義町古立97-1
多田善洋後援会	多田善洋	田部井章	館林市本町4-14-1
細田芳雄を育てる会	原口時男	小暮重雄	邑楽郡千代田町下中森1016
山田としお群馬県後援会	奥木功男	森村孝利	前橋市亀里町1310

吾妻を考える会 萩原渉後援会	萩原渉	萩原英世	吾妻郡草津町草津 4 6 4－8 8 7
風の会、岡田はるひこ後援会	岡田治彦	岡田由美子	館林市新宿 2－1 3－2 9

●群馬県選挙管理委員会告示第 8 1 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 7 条の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
岩井けんたろうを育てる会	政治団体の名称	岩井けんたろうを育てる会	明日の新富岡市を考える会
群馬県生活衛生同業組合連 合会政治連盟	代表者	松本一郎	島方広治
中沢つねのぶ後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町小泉 2 6 4－1	吾妻郡東吾妻町原町 4 1
税理士による山本一太後援 会	代表者	嶋方菊司	今井肇
	会計責任者	今井輝一	袖山米司
吉野たかし後援会	会計責任者	関口雅友	塩田正
田中伸一後援会	会計責任者	鬼形栄一	徳野孝茂
山本一太後援会	代表者	後藤敦	佐々木豊嗣
	会計責任者	矢嶋学	後藤敦
都丸政行後援会	会計責任者	須藤隆至	永井勉

●群馬県選挙管理委員会告示第 8 2 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
細田よしおを育てる会	原口時男	小暮秋雄	邑楽郡千代田町下中森 1 0 1 6

●群馬県選挙管理委員会告示第 8 3 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

その他の政治団体

定価
毎週火・金曜日発行
（一月）
本号一部 三、九九〇円
（消費税、地方消費税を含む。）
（消費税、地方消費税を含む。）

発行
群馬県
印刷所
株式会社
前橋市元朝日印刷工業株式会社
TEL 〇二七―二五―一六七番地

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
萩原保後援会	高崎市菅谷町 1 2 1 9	萩原保	高崎市議会議員	萩原保
ほそや昌弘を育てる会	桐生市横山町 4 - 1 3	細谷昌弘	桐生市議会議員	細谷昌弘
多田善洋後援会	館林市本町 4 - 1 4 - 1	多田善洋	館林市議会議員	多田善洋
吾妻を考える会 萩原渉後援会	吾妻郡草津町草津 4 6 4 - 8 8 7	萩原渉	群馬県議会議員	萩原渉
風の会、岡田はるひこ後援会	館林市新宿 2 - 1 3 - 2 9	岡田治彦	館林市議会議員	岡田治彦

●群馬県選挙管理委員会告示第 8 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

群馬県選挙管理委員会委員長 河 村 昭 明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧
中沢つねのぶ後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町小泉 2 6 4 - 1	吾妻郡東吾妻町原町 4 1
岡田義弘後援会	公職の種類	安中市長	群馬県議会議員